

所有する農地をまとめて農地バンクに貸し付けると、 固定資産税の軽減を受けられます！

地域計画(※1)の区域内に**所有する全農地(※2)**を、同一年に新たに、**農地バンクへ10年以上の期間で貸し付けた場合**、当該農地の**固定資産税が1/2に軽減(3年間)**されます。

(※1) 市町村が策定する地域農業の将来像を描く計画です。

(※2) 10アール未満までは、自家消費等のため、所有者が引き続き耕作することが可能です。

↓ こんな場合に活用できます！ ↓

活用例①

B地域の農地を貸し付けて規模縮小



A、B地域に農地を
所有する農家



A地域
(営農を継続)



B地域
(農地バンクへ貸付)

活用例②

A地域の農地を貸し付ける一方、B地域では規模拡大



A、B地域に農地を
所有する農家



A地域
(農地バンクへ貸付)



B地域
(規模拡大)

活用例③

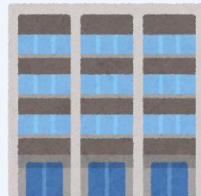
地元を離れた相続人が、相続農地をそのまま貸し付け



被相続人



相続人 (非農家)



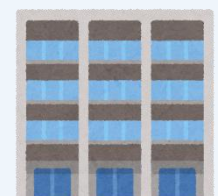
農地バンク

活用例④

営農の継続が困難になり、全ての農地を貸し付け



営農が困難になった農家



農地バンク